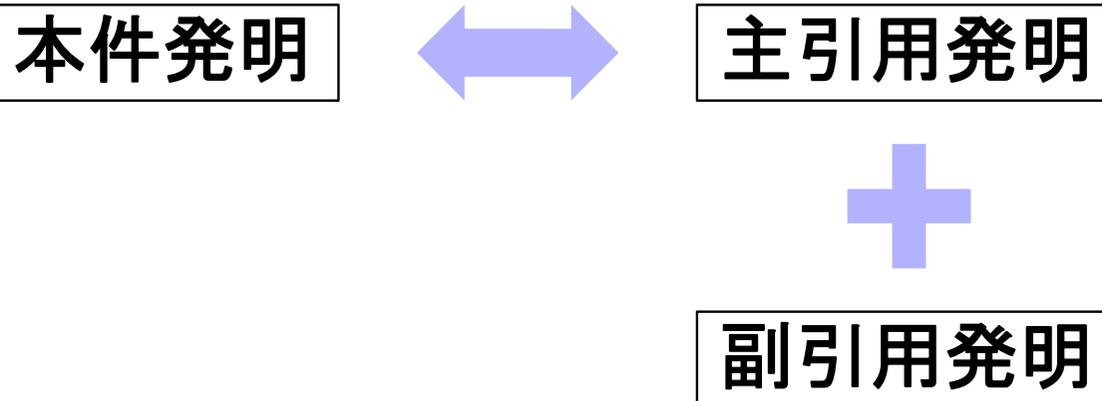


# 進歩性判断に 大きさの違いは有効か？

特許業務法人 藤本パートナーズ  
特許部部門長 弁理士 北田 明

【テーマ】

進歩性判断において、  
引用発明同士の大きさの違いは、有効な反論材料となるか？

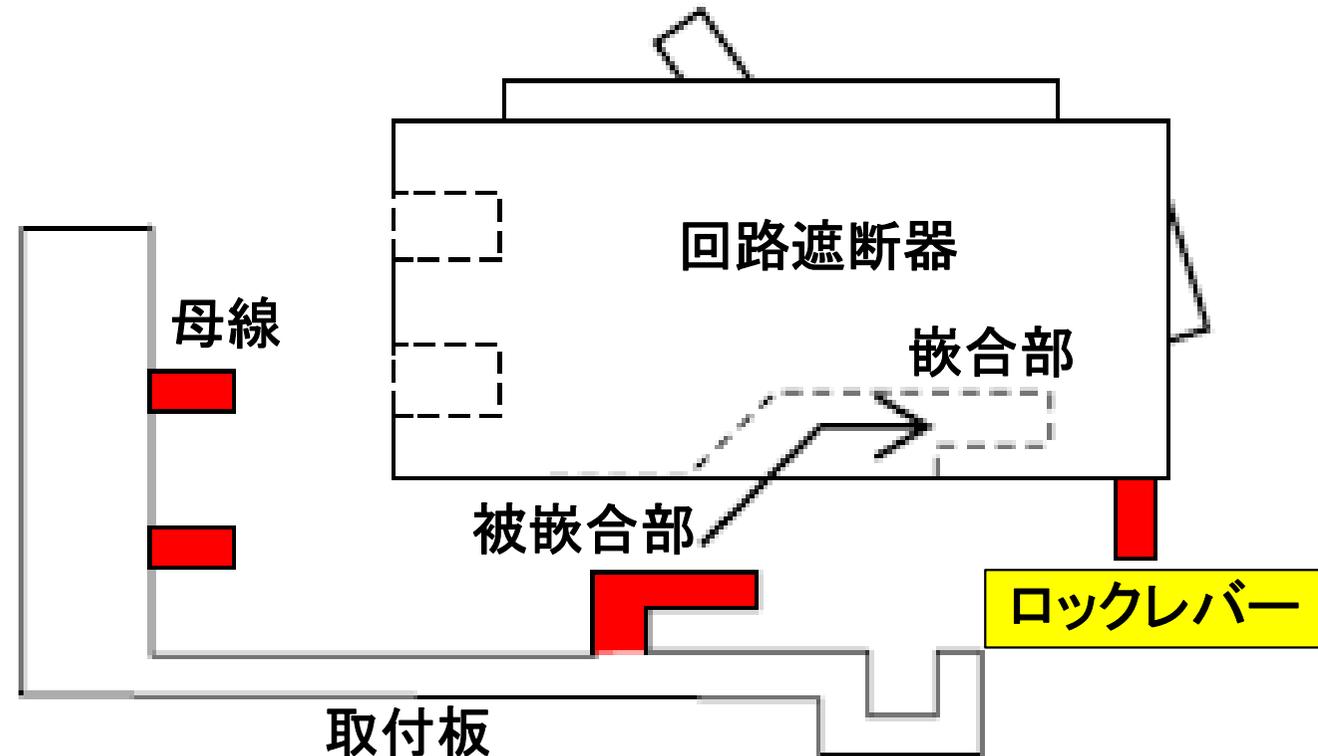


【本件発明】

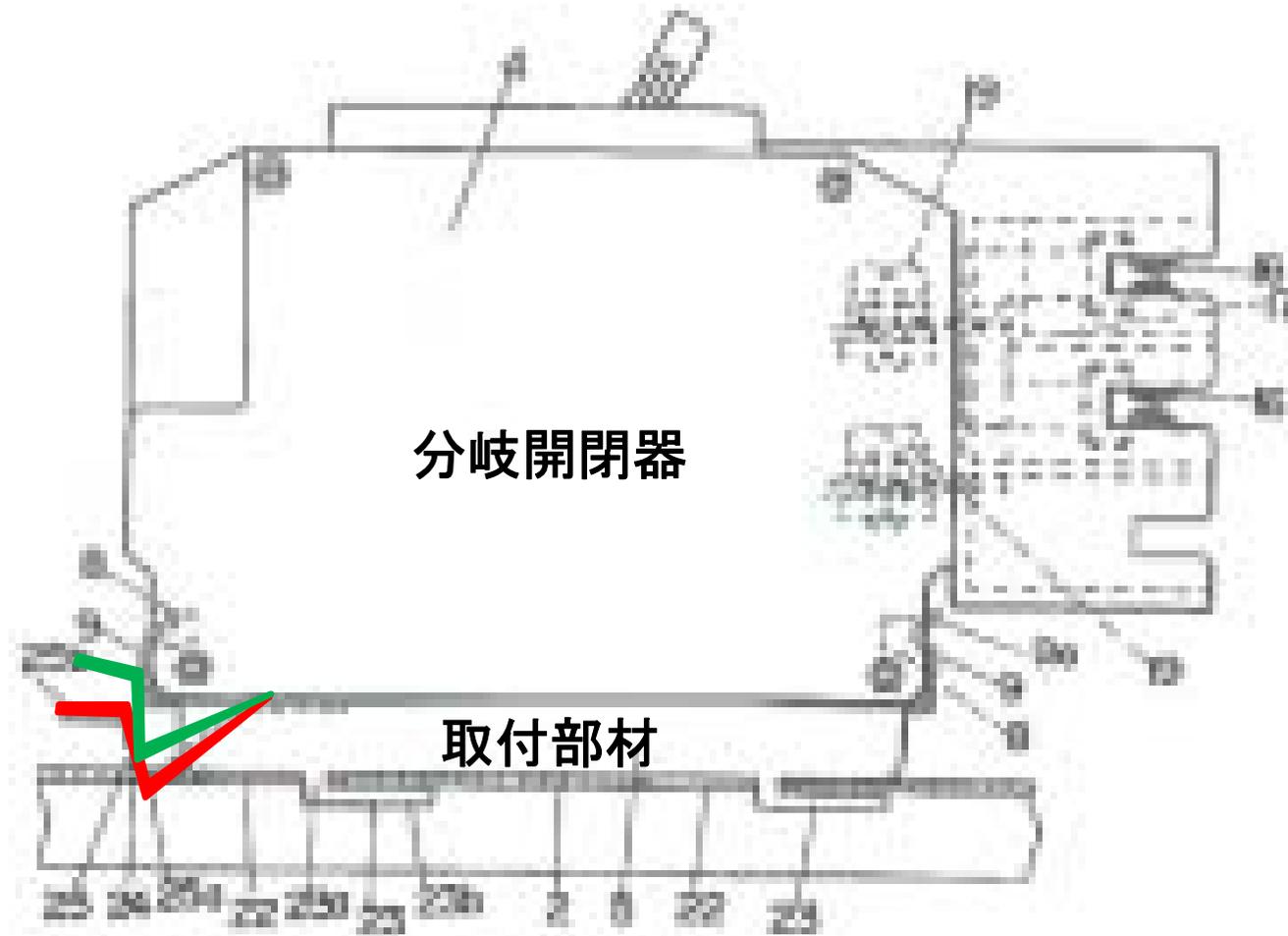
プラグインタイプの回路遮断器と取付板との取付構造であって、

回路遮断器を取付板に対してスライドさせて嵌合部と被嵌合部が嵌合すると鉛直方向の動きが規制され、

突出する・しないを選択的に保持可能なロックレバーを、取付板の嵌合部に嵌合すると取り外す方向の動きが規制される。



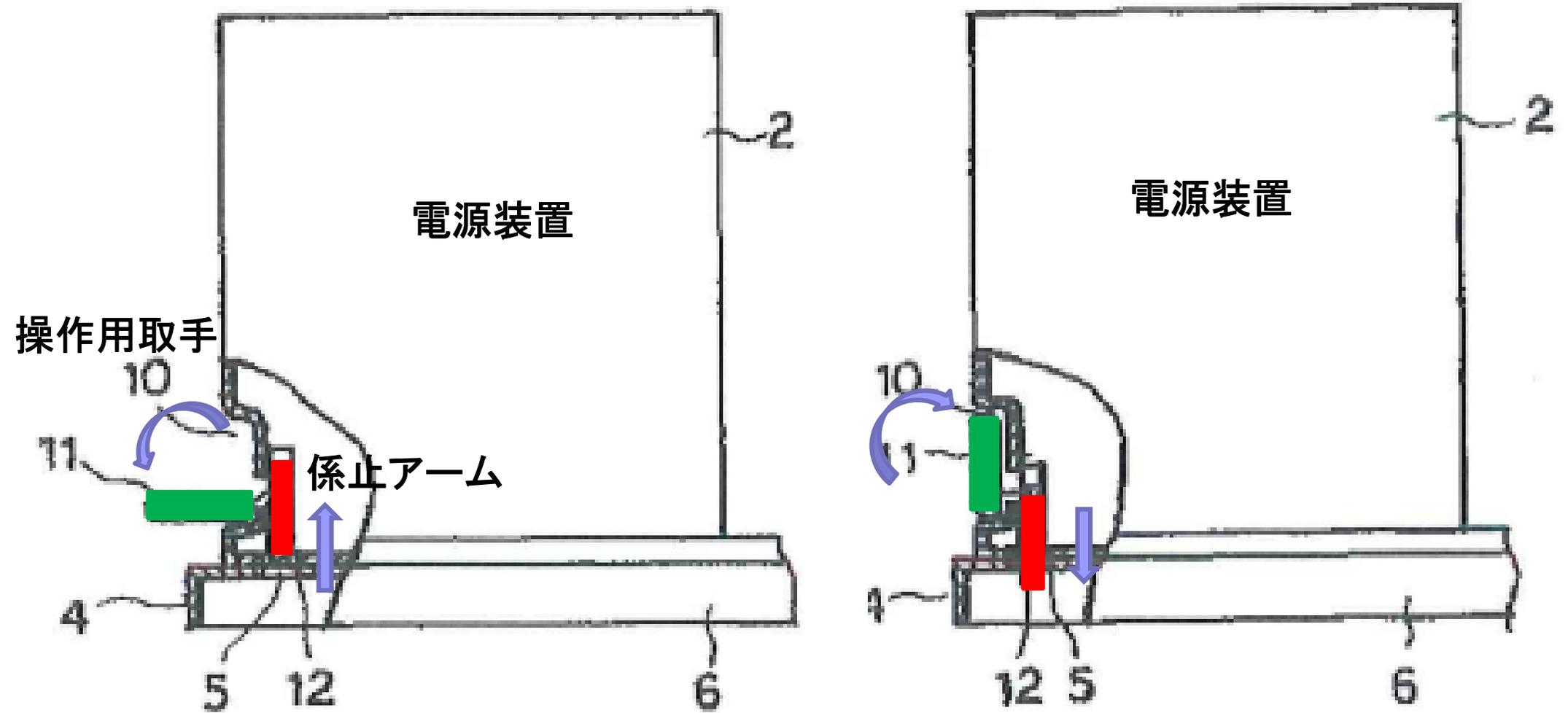
【甲1発明】



板ばね

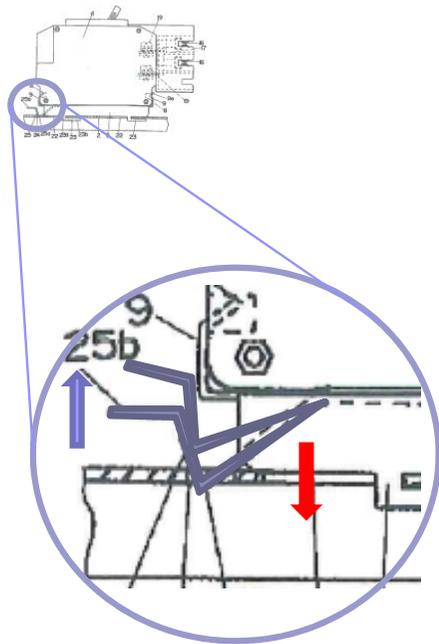
ばね力によって  
突出した状態に  
付勢されている。

【甲2発明】

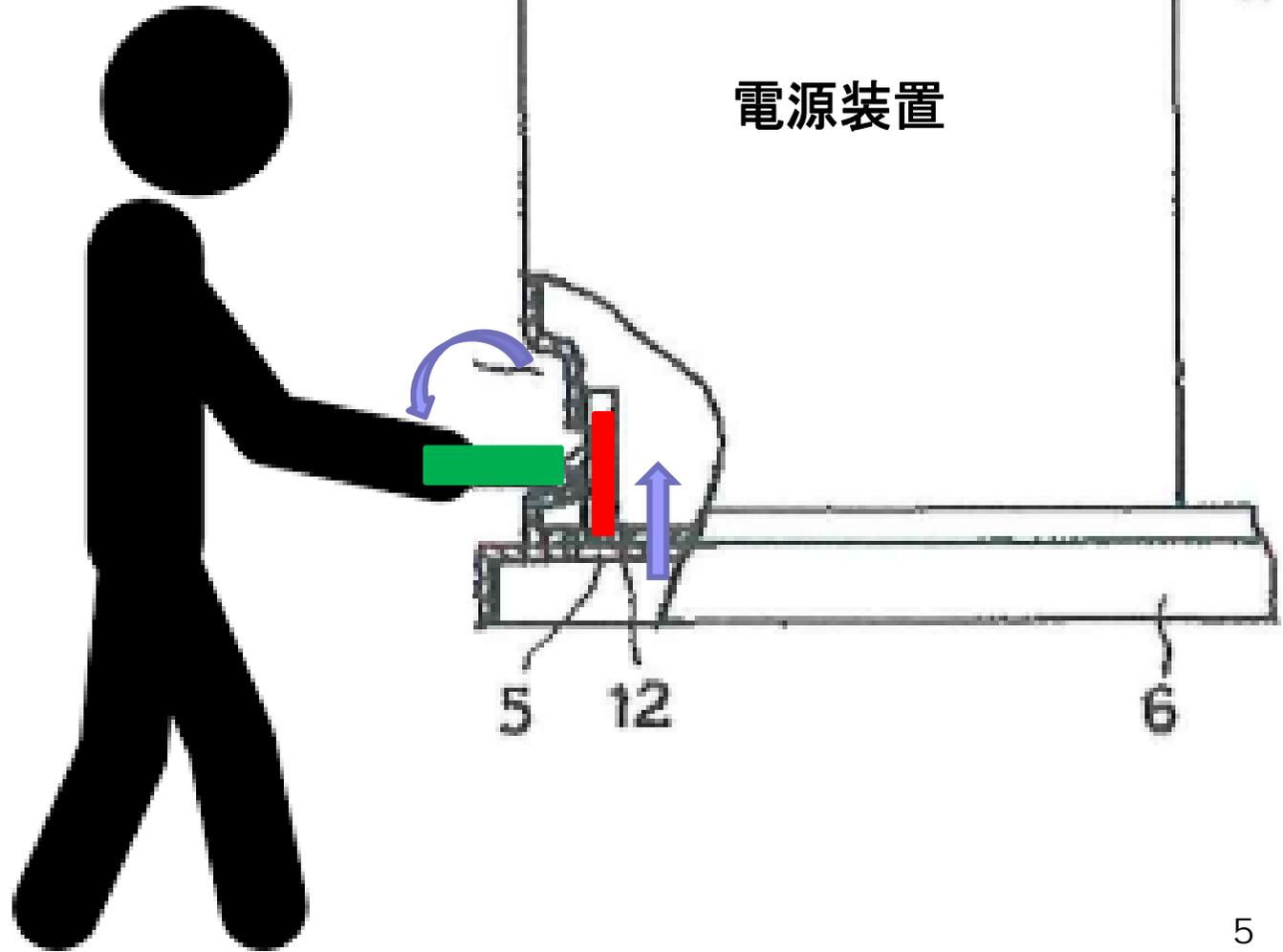


【甲1 發明】

分岐開閉器



【甲2 發明】



【審決】

以上のことから、甲1発明と甲第2号証に記載された発明とは、取り付け対象物、及びその大きさ及び重量も異なり、両者の属する技術分野が同じであるとはいえず、したがって、甲1発明の板ばね25を、甲2発明の係止アームに置換し得るものであるとはいえない。

【判決】

この点に関し、原告は、甲1発明に甲2発明の上記構成を適用する具体例として、別紙原告主張図面の図1ないし5で示した構成が考えられる旨主張するが、板ばねや分岐開閉器のような小さな部材にさらに操作用取手や突起等を設け、その精度を保つ構造とすることを想起することが容易であったものとは考え難い。

## 【検証】

審決では、大きさの他に、取り付ける対象や重量も加味して技術分野が違うことを理由に動機付けがないことを結論付けている。

一方、判決では、大きい構成を小さい構成に適用した場合に、精度を保った構成とすることを想起するのが困難であるとして動機付けがないことを結論付けている。

つまり、単に大きさが違うことだけで動機付けを判断した訳ではない！！

以上から、引用文献同士の大きさの違いは、  
例えば、

- ・大きさや他の要素が違い過ぎて適用する対象とならないほどに技術分野が違う、
- ・具体的に適用する際に、大きさの違いが大きく影響して適用した状態を簡単に想起できない、

などのような事情が客観的に想定される場合に有効な主張になるかもしれない。

# ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談がございましたら下記までご連絡いただくか、  
アンケートにご記入下さい

〈特許業務法人 藤本パートナーズ〉

特許部部門長 弁理士 北田 明

TEL 06-6271-7908

メール [pat-kitada@sun-group.co.jp](mailto:pat-kitada@sun-group.co.jp)